

当金庫の預金商品の概要 [定期預金]

令和7年1月6日現在

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 (M型) 退職金専用定期預金『第二幕』
2. 販売対象	・個人の方
3. 期間	・定型方式……1年、3年、5年 ・利払式自動継続の取扱いとなります。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ※通帳式のみのお取り扱いとなります (総合口座は不可)。 ・1口 : 100万円以上、退職金受取額範囲内 ・1顧客: 退職金受取額範囲内 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用利率 (利率表示場所) (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 (適用利率は下記のとおり) ・預入時 預入期間1年の場合……店頭表示利率+年0.1% 預入期間3年の場合……店頭表示利率+年0.2% 預入期間5年の場合……店頭表示利率+年0.3% ・満期到来後の自動継続時……店頭表示利率 (金利の上乗せはいたしません)。 ※1口の預入金額が1,000万円以上の場合でも、スーパー定期での自動継続とします。 ・〈預入期間1年の場合〉…スーパー定期 (単利型) 満期日に指定預金口座に入金します。 ・〈預入期間3年及び5年の場合〉…スーパー定期 (複利型) 6か月複利の方法で計算し、満期日に指定預金口座に入金します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・預金利息には復興特別所得税を含め税率20.315% (国税: 15.315%、地方税: 5%) の税金 (分離課税) ががかかります。ただし、マル優を利用の場合は非課税となります。
8. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。
9. 金利情報の入手方法	・店頭に備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は本部お客様相談室 (9時～17時、電話: 011-241-1661) にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所 (9時～17時、電話: 011-221-3273)、全国しんきん相談所 (9時～17時、電話: 03-3517-5825) でも苦情等のお申し出を受け付けております。 ・紛争解決措置 札幌弁護士会 (電話: 011-251-7730)、東京弁護士会 (電話: 03-3581-0031)・第一東京弁護士会 (電話: 03-3595-8588)・第二東京弁護士会 (電話: 03-3581-2249) (以下「東京三弁護士会」という) が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記本部お客様相談室又は北海道地区しんきん相談所 (9時～17時、電話: 011-221-3273)、全国しんきん相談所 (9時～17時、電話: 03-3517-5825) にお申し出ください。 なお、上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1) お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、(2) 当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、上記本部お客様相談室若しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所へお問い合わせください。
11. その他参考となる事項	<p><預入条件> ・預入店舗にお利息入金口座 (普通預金) をお持ちの方、又は同時作成いただける方。 ・預入原資は、受取後1年以内の退職金とさせていただきます。 ※お預入れにあたっては、退職日及び退職金受取額を確認できる資料 (「退職所得の源泉徴収票」「退職金受取口座の入金履歴」等) のご提示をお願いします。</p> <p><取扱期間> 令和7年1月6日 (月) ～ 令和7年6月30日 (月)</p> <p><募集総額> 20億円 (取扱期間にかかわらず募集総額に達し次第終了)</p> <p><その他> ・取扱期間中においても、市場金利動向により適用利率等の条件を変更する場合がございます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。</p>

定期預金の中途解約利率一覧表

(令和元年5月7日現在)

1.自由金利型定期預金[M型] (スーパー定期)

預入期間	中途解約利率			
	3年未満の預金	3年以上 4年未満の預金	4年以上 5年未満の預金	5年の預金
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×30%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×10%
2年以上3年未満	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
3年以上4年未満		約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×40%
4年以上5年未満			約定利率×60%	約定利率×50%

※小数点第4位以下は切り捨てます。

※ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。

2.自由金利型定期預金 (大口定期預金)

下記A・Bのうち低い利率とします。

※小数点第4位以下は切り捨てます。

A. 次の預入期間に応じた利率。ただし、預入期間1か月未満の場合、解約日の普通預金利率を上限とします。

預入期間	中途解約利率			
	3年未満の預金	3年以上 4年未満の預金	4年以上 5年未満の預金	5年の預金
1年未満	約定利率×30%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×10%
2年以上3年未満	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
3年以上4年未満		約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×40%
4年以上5年未満			約定利率×60%	約定利率×50%

B. 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)÷預入日数

ただし、0.0%を下限とします。なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を預金通帳、証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

3.期日指定定期預金

預入期間	中途解約利率
6か月未満	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

※小数点第4位以下は切り捨てます。

※ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。

4.変動金利定期預金

預入期間	中途解約利率	
	2年の預金	3年の預金
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%
2年以上2年6か月未満		約定利率×70%
2年6か月以上3年未満		約定利率×90%

※小数点第4位以下は切り捨てます。

※ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。